

令和 7 年度

事業計画及び収支予算書

社会福祉法人福津市社会福祉協議会

令和7年度 事業計画（案）

1 基本方針

我が国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場での人と人とのつながりが希薄化しており、一層加速している状況にあります。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、つながりを再構築し、人生において困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会を目指していくことが求められています。

また、高齢・障がい・児童など、対象者別・機能別に整備された公的制度についても、1つの課題に限らず様々な課題が絡み合って複雑化して対応が困難なケースや、コロナ禍による減収や失業等による生活困窮者や社会的孤立など新たな課題が顕在化してきており、制度の縦割りでなく、それぞれの専門機関が横断的に連携して対応していく包括的な支援体制の構築が急務となってきました。

このような中、地域で暮らす、すべての人が、その人らしく日々の生活を営んでいくためには、住民同士の支えあい・助けあいの機能強化がますます重要になります。

これらを踏まえ、本会では、福津市から「第2層生活支援コーディネート業務」を継続して受託するとともに、今年度から市全域を圏域とした「第1層生活支援コーディネーター」についても新たに受託し、各郷づくり推進協議会との連携を密に図り、地域の特性を生かした地域の支えあいの仕組みづくりに取り組むとともに、市全域での地域課題の把握、課題解消のための協議の場づくりに取り組みます。

また、障がいのある方々の総合相談支援機関である「福津市基幹相談支援センター」を継続して受託し、障害者手帳の有無にかかわらず、複雑多岐にわたる課題を抱えた世帯に対し、地域住民とのつながりを生かし、様々な機関と連携して、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。

さらに、令和3年度に市と一体的に策定した第3期福津市地域福祉計画・第2期福津市地域福祉活動計画に基づき、市との連携をさらに強化し、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを行い、誰もが安心していきいきと暮らすことができる福祉のまちの実現に向けた事業を展開していきます。

2 重点的な取り組み事項

(1) 地域での支えあい活動の充実

- ①支え合い・助け合いのまちづくりに取り組む住民主体の福祉組織「小地域福祉会」の新規結成を支援します。
- ②現在、福津市内で47団体（49自治会）が小地域福祉会を結成し、見守り活動や日常生活支援活動、交流・ふれあい活動などに取り組んでいます。日々の小さな取り組みの積み重ねが、人と人とのつながりとなり、支え合う力となっています。また、平時からのつながりは、災害発生時に命を守る大きな力となります。今後も、地域で互いに支えあい・助けあえるような関係づくりを支援し、さらなる充実を図ります。
- ③市が進める、生活支援体制整備に係る市全体を圏域とした「第1層」、郷づくり地域を圏域とした「第2層」の生活支援コーディネート活動を推進し、各郷づくり推進協議会や小地域福祉会など地域の様々な団体と密に連携を図り、地域の特性を生かした地域の支えあいの仕組みづくりに取り組みます。

(2) 安心して暮らせる仕組みづくり

- ①成年後見制度利用促進法の施行により、制度の利用促進に係る計画の策定や地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置等が全市町村に求められています。中核機関については、市（福祉課、高齢者サービス課）、社協、地域包括支援センター、基幹相談支援センターが、それぞれ役割を分担する形で設置されました。今後も法人後見事業や市民後見推進事業、日常生活自立支援事業などの取り組みを一層強化し、総合的な権利擁護体制の構築に寄与します。
- ②身寄りのない高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、事前に預託金を預かり、葬儀や家財処分、定期的な見守り等を行なう「あんしん安らか事業」の普及に努めます。

(3) いつでも相談できる体制の構築

①相談を包括的に受け止める体制づくり

- ア 生活福祉資金の貸付事業、基幹相談支援センター事業など、生活困窮者・障がい者・子どもなどの支援にかかわる施策の受託を積極的に行い、個々に寄り添った支援を行います。

イ 高齢・障がい・子ども・生活困窮など、本人や世帯の属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止めるために、それぞれの相談機関の協働の中核となる体制の構築を目指します。

②社会福祉法人連絡会による公益的な事業の推進

ア 社会福祉法人の連携によるサービスの充実・向上を図るとともに、地域住民の生活課題に対応できる公益的な事業を検討・実施します。

イ ふくおかライフレスキュー事業に参加している法人、5法人9事業所が中心となって、ふくおかライフレスキュー事業福津市地区連絡会を設立しています。連絡会を中心に相談支援方法を協議し、生活困窮者等が抱える制度の狭間の課題に連携して対応します。

3 実施事業

1. 地域での支えあい活動の充実

小地域福祉会育成支援事業

地域住民がお互いに協力しあい、支えあう、まちづくりを進めていく住民組織「小地域福祉会」の結成支援と活動支援を行う。

ア. 自治会単位での「小地域福祉会」の結成を支援するとともに、地域の特性に応じた見守りや生活支援など小地域福祉活動の推進を支援する。

イ. 地域での助けあいの必要性や取り組み方法について、福祉会などが行う学習会の開催を支援する。

ウ. 福祉会が地域課題に応じた多様な活動を継続していけるよう、団体間のネットワーク形成を支援する。

エ. 郷づくり推進協議会との連携を深め、小地域福祉活動の基盤強化を進める。

小地域福祉会研修事業

小地域福祉会、民生委員・児童委員、第1層・第2層生活支援コーディネーターを対象とした研修を行い、地域の支えあいの仕組みの中核となる小地域福祉会の活動の活性化と活動者の育成支援を図る。

第1層及び第2層生活支援コーディネート業務（市受託事業）

生活支援体制整備事業において、市全体を統括する第1層生活支援コーディネーター業務を新たに受託し、福津市の地域課題の把握、課題解消のための協議の場づくりを行っていく。

また、これまで地域住民の方に担っていただいていた各郷づくり地域を圏域とした第2層生活支援コーディネーターについては、今年度から専任職員（中学校区エリアマネジャー）3名で、地域の特性を生かした地域の支えあい体制の構築や社会資源の開発を行っていく。

外出支援団体サポート事業（市受託事業）

地域での支えあい活動を実施する団体に無償で車を貸出し、単身では買い物等の外出が困難な高齢者等の外出支援を行い、より健康に生きがいをもって生活できる地域づくりを支援する。

手話講習会事業

週1回の学習を中心に、手話を通じて聴覚障がい者との交流を図り、手話通訳や日常生活支援を行う人材を養成する。実施は福津市手話サークル「ひまわり」の会に委託する。

福津市障害者意思疎通支援事業（市受託事業）

主に、「手話」をコミュニケーション手段としている聴覚障がい者に、公的手続きの支援、相談、通院、買い物など、必要な手話通訳のサービスを提供する。

歳末たすけあい配分金事業

地域で生活をする中で支援を必要とする人や、小地域福祉会等が行う地域づくり事業、年末の買い物支援等に対して、募金を配分する。

貸切バス使用補助事業

本会の関係福祉団体等が、地域福祉活動に関わる研修等で必要な貸切バスの使用に際し、経費の補助を行う。

福祉団体支援事業

福津市あすなろ会、福津市身体障害者福祉協会、福津市在宅介護者ぶどうの会、福津市シニアクラブ連合会の活動支援等を行う。

ふくし体験教室事業

障がい当事者やボランティア、福祉専門職の協力のもと、障がいや高齢などの擬似体験等を行い、児童・生徒及び地域住民の「ともに生きる」意識の向上、差別や偏見の解消に努めるとともに、福祉課題への学びを通して、主体的に地域に関わる姿勢を育むことをもって、地域福祉の推進を図る。

実習生受入れ事業

社会福祉の将来を担う人材育成を図るため、社会福祉士の養成に係る相談援助実習を行う。

中学生職場体験受入れ事業

福祉施設やボランティアの協力を得ながら、本会での職場体験を希望する中学生を受け入れる。

ボランティアセンター事業

ボランティアの支援を必要としている個人や福祉施設等と、ボランティアの個人や団体との調整を行い、社協ボランティアセンターの運営を行う。また、市の関係部署と情報共有を行い、より多くの市民がボランティアに関心を持ち、ボランティア活動に参加できるような体制構築を目指す。

- ア．ボランティア活動を把握し、地域住民や企業などへ情報を提供する。
- イ．ボランティア活動に必要な情報を提供する。
- ウ．ボランティアコーディネート機能を充実する。
- エ．関係ボランティア団体等の円滑な活動支援と活性化を図る。

福祉ボランティア養成講座事業

ボランティア活動を始めるために必要となる知識や理論についての講座を行うことにより、ボランティア活動へのきっかけ、広がり、仲間づくりを支援し、地域福祉を推進する新たな人材の発掘を行う。

住民福祉講座事業

自治会や郷づくり推進協議会と連携し、地域の複雑多様化する生活課題を把握し、支えあいの活動を検討する「支えあいマップ研修」などを実施することにより、支えあい助けあいの地域づくりに取り組む人材を育成する。

また、企業等の出前講座の情報を収集し、小地域福祉会や自治会等に情報提供する。

地域福祉啓発事業

住民が参加する地域行事等において、地域福祉や赤い羽根共同募金の啓発を行う。

地域社会資源情報の整理

福津市の統計情報や社会資源をとりまとめ、民生委員・児童委員、小地域福祉会、関係機関に配布し、地域の見守り活動などの福祉活動に活用いただく。

ふくし活動用具貸出し事業

地域住民の交流事業や福祉教育等、福祉活動の活性化に役立てるため、レクリエーション用具の貸出しを行う。

ホームページの公開

福祉に関する情報を分かりやすく伝え、地域で実践している市民後見人や小地域福祉会などの取り組みや各種助成金情報など役立つ情報を掲載することで、幅広く情報を発信する。

広報誌発行事業

広報誌「社協だより」の発行を通じて、社協活動やボランティア活動の紹介、基幹相談支援センターからの情報等を掲載し、地域福祉活動についての住民の理解促進を図る。

赤い羽根共同募金運動への協力

社協の主要財源である共同募金の配分金確保のため、共同募金会の募金活動に積極的に協力する。

2. 安心して暮らせる仕組みづくり

災害対策事業

福津市地域防災計画に基づき、市やふくつ防災士会等の関係機関と連携し、平常時からの関係団体との連携体制づくりや被災地支援のための職員派遣を通じて、災害ボランティアセンターの設置に備える。

また、国が自治体に求めている避難行動要支援者の個別避難計画の策定について、市の動きに対応できるように、小地域福祉会など地域の支え合いネットワークと連携した取り組みをもとに準備を進める。

災害ボランティアセンター実地訓練

円滑な災害ボランティアセンターの設置・運営に取り組めるよう、県社協、宗像市社協、古賀市社協と実地訓練を行い、発災時や被災地支援などの基礎知識の習得、NPOや企業との連携・協働について学習する。

福津市市民後見推進事業（市受託事業）

法人後見事業

本会が法人として成年後見人となることによって、成年後見制度の新たな担い手である市民後見人の活動の場とする。また、市民後見人が安心・安定して後見活動を行うことができるよう権利擁護事業運営委員会による指導・助言を行い、判断能力が著しく低下しても安心して生活できる地域づくりを推進する。

成年後見制度の利用促進

市（福祉課、高齢者サービス課）、社協、地域包括支援センター、基幹相談支援センターが、それぞれ役割を分担する形で中核機関が設置された。成年後見制度の周知や家庭裁判所への後見人候補者の推薦、後見人の支援、不正防止に取り組み、地域連携ネットワークの構築を目指す。

日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

認知症や障がいなどにより、判断能力が不十分で福祉サービスの利用や金銭管理が困難な方を対象に、生活支援員を配置し、福祉サービスの相談・情報提供や金銭管理・通帳預かり等の支援を行う。

あんしんサポート事業

判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用や金銭管理の支援を行う日常生活自立支援事業の対象者を、生活困窮者等にも広げ、より利用しやすい本会独自のサービスを実施する。

あんしん安らか事業

身寄りのない高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、事前に預託金を預かり、葬儀・家財処分、定期的な見守り等を行なうサービスを実施する。また契約締結後、希望により入退院時の支援、書類等の預かりサービスを実施する。

広報誌「社協だより」での周知や、関係機関、民生委員・児童委員や地域での出前講座を通じた周知を行う。

併せて、遺贈による財産の寄付の受付についても周知を図る。

3. いつでも相談できる体制の構築

民生委員・児童委員協議会との連携

民生委員・児童委員協議会への活動費の助成を行うほか、定例会・ブロック会議等に参加し、各種福祉活動の連携を強化し、支えあいのまちづくりを推進する。

生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯等に対し、経済的自立及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう県社協が実施する資金貸付の申込み相談窓口業務を担う。

生活困窮状態が続いている借受人世帯への相談支援業務（県社協受託事業）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金特例貸付の償還期間内において、生活困窮状態が続いている借受人世帯への相談支援を実施する。

社会福祉法人連絡会

制度による福祉サービスでは十分に対応できない問題や制度の狭間にある生活課題等に対し、社会福祉法人が連携・協働することにより、福祉サービスの充実・向上を図るとともに、公益的な事業の検討を進める。

ふくおかライフレスキュー事業（福岡県社会福祉法人経営者協議会）

制度で対応できない様々な課題に対応するために、社会福祉法人が施設種別の枠を超えて連携し、それぞれの専門性を活かした支援ネットワークを構築し、生活困難者に対する相談・支援・現物給付による経済的援助等を行う。

また、地区連絡会において、多機関協働による事例検討や実際の支援協議を行う。

福津市基幹相談支援センター事業（市受託事業）

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務を行う。

ア．総合的・専門的な相談支援の実施

- ・障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施、困難事例への対応

イ．地域の相談支援体制の強化の取り組み

- ・相談支援事業者への専門的な指導、助言
- ・相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画運営、事例検討会の開催等）
- ・相談機関（相談支援事業者、民生委員・児童委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取り組み（連絡会議の開催等）

ウ．地域移行・地域定着の促進の取り組み

- ・入所施設や精神科病院等からの地域移行に向けた普及啓発
- ・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

エ．権利擁護・虐待の防止 ※福津市障がい者虐待防止センター事業を兼ねる

- ・成年後見制度利用支援事業の実施
- ・障がい者等に対する虐待を防止するための取り組み
障がい者の虐待防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行い、障がい者の権利利益を擁護する。

オ．広報・啓発

- ・民生委員・児童委員協議会や郷づくり推進協議会、小地域福社会などに出向き、センターの役割について周知し、住民の理解や課題の早期発見に努める

心配ごと相談事業

毎月第2・第4水曜日に相談員による相談を実施する。

ア．窓口や地域で受けた相談を関係機関につなぐ。

イ．広報誌やホームページなどにより、福祉サービスの情報提供に努める。

ウ．日常生活における相談を受け、適切な助言・援助を行う。

福津市ふれあい交流事業（市受託事業）

福祉のまちづくりに必要な「ともに支えあう」意識づくりのために、障がいについての住民の啓発を図るとともに障がいのある人の社会参加の促進に努める。また、定期的に障がいのある人や障がいに関心のある人が集まる場をつくり、交流と理解を深めていく。

車イス無料貸出し事業

病気や事故、ケガなどで、一時的に車イスを必要とする人の負担軽減のため、1カ月を限度に無料貸出しを行う。

移送サービス事業

車イスを利用しないと外出が困難な高齢者や障がい者等を対象に、社会参加促進のため、車両の貸出し及び運転ボランティアの派遣を行う。

4. その他

納骨堂管理運営事業（一部市受託事業）

本会納骨堂の年3回の法要、定期的な清掃等の管理運営を行う。

また、本会納骨堂及び市営納骨堂の建替えに向けて、建替計画書に沿って事業を進める。